

平成24年 8月 9日 制定
平成26年 3月17日 改正
平成27年11月24日 改正
令和 元年 6月27日 改正
令和 4年 7月 8日 改正

岡山県居住支援協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、岡山県居住支援協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、高齢者、障害のある人、子育て世帯、被災者その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、岡山県における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること
- 三 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給の促進に関すること
- 四 その他目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 新たに会員になろうとするものは、会長に入会の申込を行い、本会の承認を得なければならない。
- 3 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届出なければならない。

第2章 役員

(役員の種類及び選任)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 1名
 - 三 監事 1名
- 2 役員は、会員の互選により選任する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括し総会を招集して議長となる。

- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 三 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。
- 四 役員は無報酬とする。

(役員任期)

- 第7条** 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は再任されることができる。

第3章 組織

(総会)

- 第8条** 本会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、臨時総会を開催する。
- 2 総会は、次の事項を承認議決する。
 - 一 本会の事業計画及び予算に関する事
 - 二 本会の事業報告及び決算を承認すること
 - 三 会則の制定及び改廃に関する事
 - 四 その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること
 - 3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外のものの出席を求めることができる。
 - 4 臨時総会の開催は、文書による照会をもってこれに代えることができる。

(定足数等)

- 第9条** 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。
- 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の規定の適用については、出席した会員とみなす。
 - 3 前条第4項の規定により臨時総会を開催した場合は、第1項の「出席」を「回答」と読み替えるものとする。

(専門部会)

- 第10条** 本会は、専門的な課題について協議し、検討するため、専門部会を設置することができる。
- 2 専門部会は、会長が指名する者をもって構成する。
 - 3 専門部会に部会長を置く。
 - 4 専門部会長は、部会員の互選により選任する
 - 5 専門部会長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 6 専門部会の運営は、専門部会長が定める。

第4章 会計

(経費)

- 第11条** 本会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第12条** 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、初年度においては、本会の設立の日から直近の3月31日までとする。

(会計及び資産帳簿の整備)

第13条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。
2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査及び報告)

第14条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 雑則

(事務局)

第15条 本会の事務を処理するため、公益社団法人岡山県宅地建物取引業協会に事務局を置く。

(秘密の保持)

第16条 会員は、本会の事業の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第17条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成24年8月9日)

この会則は、平成24年8月9日から施行する。

附 則 (平成26年3月17日)

この会則は、平成26年3月17日から施行する。

附 則 (平成27年11月24日)

この会則は、平成27年11月24日から施行する。

附 則 (令和元年6月27日)

この会則は、令和元年6月27日から施行する。

附 則 (令和4年7月8日)

この会則は、令和4年7月8日から施行する。